

ポ ー ラ ン ド	七・八	五〇	四・一	三・六	(〇・五)
日 本	一・九	(〇・三二〇)	(〇・二一六)	(〇・四%)	(〇・四%)
バ ル ー ン 諸 島	—	—	—	(一一)	(一〇)
埃 及	—	—	—	—	(〇・七)
計	三八五三	(一四八五九)	(一三〇五六)	(二〇四〇・五)	(二八四・八)
	(一)	(二〇五九%)	(一八〇・五%)	(二七二・六%)	(二八四・八)

第九節 佛蘭西及佛領印度支那との條約交渉

第一款 佛國一般經濟情勢

佛國は第一次歐洲大戰中白耳義と共に獨逸軍の侵略を蒙り經濟上最大の打撃を受けたのみならず、大戰後に於ては豫想の如く獨逸等より賠償金を入手するを得ず、之が爲め大正十二年一月「ルール」に出兵するに至りしも其の效なく法貨は是等の事情により大戰後に於て下落すること甚しく、終に佛國政府は昭和三年六月二十五日の法律を以て舊法貨の五分の一(九〇〇位の金純量六五・五ミリグラム)に切下げ安定せしめ得た。右法貨の下落と平價の大膽なる切下げとにより昭和四年世界不況期に於ける佛國貿易情勢は他の列國に比し比較的良好であつた。即ち佛蘭西の世界貿易額に對して占むる比率は大正二年に於て七・八一%なりしものが、昭和元年には六・四二%、又昭和四年に於ても六・一九%に下降したが、昭和八年に於ては七・五九%に上昇し略々大戰前の地位を回復した。殊に輸出に於ては歐洲大戰前に於て世界總輸出額に對し八・三五%に相當せるものが、昭和八年に於ては八・九二%に上昇した。尤も右貿易額の好轉は佛國に於て「ヴェルサイユ」講和條約により「アルサス・ローレン」の工業地帯を回復し、又

「ザール」炭田を占有するに至りし關係もあるのである。(但し人口數は佛本國に於ける人口の増加殆ど止みたるに付「アルサス・ローレン」を加算するも、其の總數は大戰前の一九一一年(明治四十四年)の調査に於て三千九百六十萬人なりしものが、大戰後の一九三一年(昭和六年)に於て四千八百八十萬人に増加したるに止り、獨逸が一九一〇年に於て五千八百四十五萬人のものが、一九三三年の調査に於て六千六百萬人に増加せるに比し甚だ遜色あるものであつた。)然るに其後昭和六年に至り英國、日本等は金本位より離脱し、米國も亦昭和九年之に追從するに至りしのみならず、昭和八年の倫敦經濟會議決裂後英帝國諸邦は「オタワ」經濟會議の結果として其の「ブロック」的色彩を濃厚にし、米國始め諸外國に於て經濟國家主義的政策は益々強化せられたるに因り、從來佛國が占有したる通貨下落による有利なる地位は失はるゝに至り、佛國の占むる世界總貿易額の上の比率は昭和九年には六・七六%、昭和十年には六・〇一%、昭和十一年には五・六八%に下降し、其の極同年九月二十五日には再び法貨に對し三割見當の切下げをなし、一法(金純分を九〇〇)の重量を四九・四三「ミリグラム」とした。尤も其後に於ても依然佛國の世界總貿易の上に占むる比率は改善せられず、昭和十二年には四・九六%、又昭和十三年には四・七三%に下降した。

第七十表 佛國及印度支那の世界總貿易額に對する比率累年比較表

備考 本表は國際聯盟統計及米國商務省統計より作成す。

年次	佛 國		西 印 度		支 那
	輸入	輸出	輸入	輸出	
一九一三年	八・三五	七・二四	七・八一	〇・三三	〇・二七
一九二六年	六・二二	六・六三	六・四二	〇・三〇	〇・三六
一九二九年	六・四一	五・九五	六・一九	〇・二八	〇・三一
一九三二年	八・四四	六・〇八	七・三一	〇・二七	〇・二九

一 一九三三年 八・九二 六・一七 七・五九 〇・二九 〇・三六 〇・三二
 一九三七年 六・一八 三・六八 四・九六 〇・二三 〇・三九 〇・三三
 一九三八年 五・五二 三・八八 四・七三 〇・二三 〇・三六 〇・三〇

更に佛國に於ける外國貿易の推移を見るに第一次歐洲大戰中に於て佛國は軍需品購入の爲め巨額の輸入を爲したるにより大正三―七年の五ヶ年平均輸入額は三十一億舊米金弗に上り、之に對し輸出平均額は僅に九億舊米金弗に過ぎず、即ち同五ヶ年間に於ける入超額は百九億六千萬舊米金弗の多きに上つた。大戰後の大正八―十二年の五ヶ年平均に於ても其の入超額は十億九千四百萬舊米金弗に上り、同五ヶ年間に於て入超累計額五十三億八千萬舊米金弗の多きに及んだ。然るに大正一三―昭和三年に至る五ヶ年間に於ては法貨下落の爲め貿易上有利なる地位を占むるに至りたるに付始めて一ヶ年額四千五百萬舊米金弗の出超を示すことゝなつた。昭和四年以後に於ては再び入超に轉じ、爾後昭和八年に至る迄毎年入超額約四億舊米金弗に上り、昭和九年以後に於ても二億舊米金弗を下らなかつた。尤も右程度の入超額は歐洲大戰前の大正二年に於ける二億九千七百萬舊米金弗に比較し大差なきものであるが、昭和七、八年世界最不況期後に於ては米國其の他の諸外國よりする遊覽客の激減により貿易以外の國際收入激減せる佛國に採りては其の正貨維持上多大の困難に逢着することゝなつた。(外國遊覽客の消費による貿易外收入は昭和四年に於て八十五億法の多きに達し、同年に於ける入超額の三分の一を充當したが、昭和七年及八年に於て僅に三十億法に減少した。)昭和十一年九月二十五日佛國が再び法貨の價格を引下げざるを得ざりしは之が爲めである。

佛國に於ては上記の如く昭和四年世界恐慌後毎年多額の入超に苦しみたるに拘らず昭和六年以後英國等が金本位より離脱せる後は世界に於ける所謂金ブロック國の中心として英米其の他の諸外國よりの資金は流入し、佛國政府も亦之に應じて昭和八年四月三日瑞西、和蘭、白耳義、伊太利、ポーランド諸國と共に金ブロック繼續に關する共同宣言を爲した。之が爲め大戰中及其の直後に於て海外に流出した正貨は佛蘭西に向つて還流して來た。即ち昭和四年より

昭和八年に至る佛國の正貨入超額は二十四億九千四百萬舊米金弗の多きに及んだ。尤も其後間もなく佛國は再び金本位を離脱するの形勢と見えたるにより昭和九年乃至十二年の間に於ける正貨出超額は二十億九百萬弗となつた。右佛國法貨の安定又は動搖を繞り佛國中央銀行に於ける金準備金の大移動となり、右準備金額は昭和九年に於て一時三十二億五千八百萬米金弗の多きに及びたるものが、昭和十二年には十五億一千六百萬米金弗に半減した。尤も右昭和十二年に於ける佛國の正金保有額は昭和四年に於ける保有額に匹敵し、又昭和四年の保有額は大正二年に於ける保有額の約倍額に相當するが故に、佛國中央銀行は正貨準備の比率としては充分なる勘定なるも、昭和八年以後の世界不況期に於ける世界金融機構の破壊時代に於ては之を以て「フラン」の相場を維持し得ざるものである。而して佛貨の下落は英米其の他の諸國に於ても好まざるところなるに因り、前記昭和十一年に於ける法貨下落後、同年十月十二日を以て英米佛間に爲替平衡資金に關する協定成立し、同十一月二十三日和蘭白耳義及瑞西も之に参加するに至つた。蓋し右主要國間爲替平衡資金協定は嘗て昭和八年倫敦經濟會議に於て英國よりの提唱ありたるも、米國の拒絶により成功せざりしものに屬し、爾後右により各國間の爲替相場を安定せしむるに相當役立ちしも、他面之と同時に各國の直面せる世界經濟機構の破綻は通商自由主義の回復を必要とするにより佛國は英米の「ブロック」的制限政策に對抗するに由なく、其後に至りても法貨は下落の傾向を續けつゝ昭和十四年九月三日の獨逸に對する英佛共同宣戰となつた。参考の爲め佛國外國貿易累年比較表及佛國中央銀行に於ける金保有額表を示さん。

第七十一表 佛國外國貿易累年比較表

備考

- 一 本表は米國商務省及國際聯盟統計より作成し、純輸出入額を掲出す。
- 二 單位は舊米金百萬弗とす。括弧内は百萬法とす。

三 一九三八年及一九三九年爲替相場は同年十二月平均相場、一九四〇年は同年六月上半期平均相場とす。尙大戦前後に於ける法の平價は一九・二九とし、一九二八年の法律により之を五分の一に下げ、一法の純金量を五八・九五「ミリグラム」とし、後一九三六年九月二十五日に法の價格を三割見當り下げ、更に一九三七年七月一日再び金本位を停止す。

年次	輸入	輸出	差額	正貨出入差額	爲替相場 (百法に付)
一九一三年	(八、六二五)	(一、三二八)	入超二九七	入超一〇七	1
一九一四—一八年	(三、一〇二)	(六、八八〇)	(一、五四一)	(五四四)	仙
一九一九—二三三年	二、八一六	九二〇	〃二、一九二	〃	一七・九二
一九二四—二八年	二、〇六八	一、七三三	〃一、〇九四	〃	八・四八
一九二九年	(五八、二二八)	二、一三三	出超四九	入超(二二五)	四・二二
一九三〇年	(二、〇五八)	(五、一三九)	入超三二七	〃(八、五〇六)	三・九二
一九三一年	(一、六五四)	(一、六七九)	〃三七九	〃(二、五三〇)	三・九二
一九三二年	(四二、二〇六)	(三、四三六)	〃四六一	〃(二、五三〇)	三・九二
一九三三年	(二八、四三三)	(二、八、四七四)	〃三九六	〃(二、八、五三三)	三・九二
一九三四年	九〇五	七〇〇	〃二〇五	〃(六、二四四)	五・〇三
一九三五年	八二二	六〇七	〃二一五	出超(一四〇)	六・五七
				(六、二四四)	六・六〇

一九三六年	(二五、四一四)	(一五、四九二)	〃三五〇	〃(二九、二二二)	六・一一
一九三七年	(四二、三〇四)	(二二、九三五)	〃四三九	〃(二四、七八一)	四・〇五
一九三八年	(四五、九八二)	(三〇、五八六)	〃二五〇	〃(三、四九五)	二・六三
一九三九年	1	1	1	1	二・二三
一九四〇年	1	1	1	1	一・九七

第七十二表 佛國中央銀行準備金額表

備考 本表は國際聯盟統計より作成し、單位は舊米金百萬弗とす。尙一九二三年に於て舊米金弗は一・五〇四六三グラム、法は〇・二九四七五とし、一法は舊米金弗一九・二九仙に相當す。

一九一三年	八〇六
一九二五年	八〇〇
一九二九年	一、六三一
一九三四年	三、二五八
一九三七年	一、五一六
一九三九年	一、六〇〇

轉じて昭和四年世界恐慌が佛國經濟界に及ぼしたる影響を國內的に觀察するに、世界不況の渦中に捲き込まれたる佛國經濟界は昭和五年の後半に至り益々深刻化し、物價の低落、生産の減少、失業者増加等の現象は年を逐ふて顯著となり、昭和八年の半頃稍々業界の回復の兆候を見受けたるも、同年秋より再び悪化した。之に伴ふ歳入減少の爲め佛國に於ける財政は毎年赤字額を増加し、右赤字額は一時は百五十億法以上の巨額に達するものと推定せられた。蓋し前にも述べたる如く昭和三年六月二十五日に於ける法貨の五分の一切下げは當時に於ける法貨の世界物價の基準よ

り低位に定められたるに付昭和四年以後に於ける世界不況の襲來を幾分遷延せしむる効果があつた。然るに其後英日米等の諸國の通貨が下落し、世界に於ける金物價の基準が著しく低落するに至りたるに拘らず佛國に於ては金本位維持の爲め國內物價の低落は之に伴はず、之が爲め對外貿易は著しく佛國に不利となり、従て政府は極力物價引下げ政策を強行せんとせしも、右政府の政策は國內に對し深刻なる不景氣を招來せしめたのである。之に對する國內産業救濟策として昭和六年八月以來多數の品目に付輸入の割當制を實施し、又同時に大統領令を以て同年十一月十四日以降爲替相場下落國よりの輸入貨物に對し附加税を課する等の措置を採用したるが、右割當制實施等により外國産品輸入阻止は反面益々國內の物價を高からしめ、其の輸出貿易を不利ならしむるの結果となつた。

佛國は昭和四年以後上記財政難の爲め數次内閣の更迭を見たが、結局昭和八年三月成立した「ツーマルグ」内閣の下に政府各般費目に互り大節約實行せられ、漸くにして昭和九年度豫算の均衡を得るに成功した。他方政府は豫算節約に基く失業者の増大（同年八月三十二萬五千人に達す）に對する對策として昭和九年乃至十五年に互り巨額の事業費を以て國家復興土木事業を計畫した。佛國に於ける不況の如何に深刻なりしかを示さんに昭和八年平均株價指數は之を昭和四年に比較するに五四・二％に激落し、重要産業中纖維工業、海運、鐵鋼、石炭、化學工業等諸外國との競争激甚なるものは其の下落比率は一層甚しきものがあつた。物價は昭和四年以後低落を續け昭和四年に於ける卸賣物價指數六二三（一九一四年七月基準一〇〇）なりしものが、昭和七年には四〇七、昭和八年には三八八、昭和九年八月には三六三に漸落し、後者は昭和四年に比し五七・三％の下落を示した。而も顯著なることは國內物品の卸賣指數は昭和九年に於て四一七なりしに對し輸入物品指數は二九六に激落した。此の間の佛國に於ける生産指數は昭和四年に於て一三九（大正二年基準一〇〇とす）のものが、昭和九年七月には九七となつた。就中纖維株五八、金屬及建築株八〇に下落し比較的好況なりしは護謨の一五四、紙の一五七であつた。

昭和四年以後の世界不況期時代に於て佛國は農産物に付ては昭和四年十二月農業保護法を實施したが、其の内容は國內の製粉工場に對し國産小麥使用を強制し、且つ外國輸入の穀類に付ては關稅引上及輸入制限を實行した。其後更に小麥に對しては昭和八年一月二十六日の法律を以て農務大臣に對し三億法を限度として之を買上げ貯藏するの權限を賦與した。又昭和八年七月十日の法律を以て小麥の最低價格を公定したが、昭和八年七月十五日より昭和九年七月十五日に至る期間中に於ける小麥公定價格は一「キントル」に付一一五法であつた。且つ小麥又は小麥粉の輸出せらるゝ場合には一「キントル」に對し八十法の獎勵金を交付することとした。次に佛國鐵鋼業は「アルサス・ローレン」の回復により甚だ重要性を増し、鐵鋼生産額に付佛國は大正十三年以來米獨に次ぎ世界第三位を占め、又銑鐵に付ては獨逸を凌駕し、米國に次ぎ第二位を占むるに至つた。然るに佛國に於ける鐵鋼輸出額は其後餘り進展を見ず、昭和四年に於ける銑鐵生産額は千四十萬噸なりしものが、昭和八年には六百三十萬噸に減少し、又其の輸出額は五十七萬三千噸なりしものが、十八萬噸に激減した。鋼材の生産額は昭和四年に九百五十四萬噸なりしものが、昭和八年には六百五十八萬噸に減じ、其の輸出額は三百六十萬噸より二百四十五萬噸に激減した。

世界不況期に於ける貿易對策として佛國は上記の如く金法の維持を以て根幹とし、之が爲め昭和六年以來輸入割當制度を實施したが、一般的輸入割當制度は其後不況の進展と共に益々其の品目を増加し、終に約七千の輸入品目中其の三千に付之を實施するに至つた。併し之のみにては佛國産業の存立を脅さんとする外國産品の輸入を阻止し得るに止り、佛國産品の外國への輸出を増進するを得ざるに付之を輸出獎勵策に利用する新方針を採ることとなつた。即ち昭和八年九月一日政府は聲明を發し一定品目に對する割當總額は豫め之を決定公表するも同割當總額は伊、和蘭、波蘭、瑞（西）、白等金本位國並に將來金本位に復すべき諸國に對してのみ適用し、其の他の諸外國に對しては割當總額中の四分の一だけを適用し、殘餘額の四分の三は佛國産品に對して互惠利益を許容する國に對してのみ之を追加額と

して認むることゝした。右佛國の新割當政策に對應し英、日等の通貨下落國は佛國との間に割當獲得を目的とする互惠協定を締結せざるべからざるの餘儀なきに至つた。更に佛國は上記の通り昭和六年八月の大統領令を以て爲替下落國よりの輸入貨物に對し附加税を適用することゝしたが、右附加税を適用すべき品目、税率及適用國は大藏、商工兩省の命令を以て日本及支那(從價二割五分)、葡萄牙(從價二割)、埃及、英領印度、パラグアイ、亞爾然丁、丁抹、墨西哥、新西蘭、南阿聯邦(以上從價一割五分)、加奈陀(從價一割一分)と定めた。右の中英國産品が除外せられ居るは英佛間條約交渉の結果であり、又米國産品の除外され居るは米國産品は米佛間の協定により舊佛國關稅法による中間税率を受け居るが爲めである。尙同爲替附加税は其後昭和八年十二月二十七日の大統領令を以て過去一ヶ年間爲替の安定せる國に對しては之を廢止すべきを定め、殊に昭和十一年に入り佛貨の再切下後は所謂磅ブロック諸國に對し一率之を免除し、其の他の諸國(日本、支那(從價一割)及墨西哥(從價一割五分))を課するのみとなつた。更に佛國は昭和九年三月の法律を以て同年十一月十五日迄の期間に限り大統領令によつて關稅率を變更し得るの權限を與へ、同法律は數次其の期限を延長したが、佛國政府は右權限により獨逸、伊太利其の他諸國との間に關稅引下げを目的とする諸協定を締結するところがあつた。即ち佛國政府は昭和八年九月の聲明に基き諸外國との間に割當量復活を武器として佛國産品に對する互惠利益の獲得に關し交渉を試むるところがあつたが、米國、白耳義、西班牙、瑞典、チェコスロヴァキア、芬蘭、葡萄牙、和蘭、ハイチ、希臘、瑞西、伊太利、ラトヴィア、智利等との間には協定を遂げ得、夫々佛國産品に對する對價を得たる上舊割當量の復活を許容した。之に反し右互惠政策の實行に關聯し、佛國政府は獨逸及英國との間に關稅戰爭を惹起するの止むを得ざることゝなつた。即ち之が爲め佛國政府は昭和十二年一月十九日對獨逸通商航海條約を、又同年二月十二日對英通商條約を廢棄するに至つたが、英國との間には同六月二十七日、獨逸との間には同七月二十八日夫々新條約を締結するに至り、兩國に對しても舊割當量を復活した。尙佛國に於品に對し税率の輕減を行つた。

之を要するに佛國は金法維持政策の範圍内に於て種々貿易獎勵策を講じ、右獎勵策は或程度迄成功を收め、昭和八年に於て佛國の世界總貿易の上に占むる比率は相當向上するを得たることは前述の通りなるも、其の貿易額其のものには可成りの程度に激減した。例へば綿織物の輸出額は昭和四年に於て二十七億一千三百萬法なりしものが、昭和八年には九億六千五百萬法に、毛織物は二十億一千五百萬法なりしものが、三億四千七百萬法に、窯業製品は八億九千二百萬法なりしものが、二億八千百萬法に、護謨製品は六億三千六百萬法なりしものが、二億二千六百萬法に減少した。尙通貨下落國に於ては同期間中に金貨換算額に於ては佛國同様其の輸出額減少せる場合にも其の國の通貨を以て表示せる價額に於ては却て増加する場合少なからざるに付其の不況の程度は佛國に於ける如く甚しきものがなかつた。

如上昭和四年以後に於ける世界不況期に於て佛國が其の輸出入貿易殊に輸出を維持し得たる方面は佛國植民地のみであつた。其の理由は印度支那等佛國植民地に於ては諸外國製産品殊に佛本國産物と競争關係に在る外國輸入品に對しては累次高率の關稅引上、輸入割當制を實施せるに對し、本國製産物に對しては依然之を無稅とし、又自由輸入を許したるが爲めである。之が爲め佛本國統計に於て植民地の總輸出額の上に占むる比率は大正二年に於て一四・五%のものが、昭和四年には一八・八%、昭和八年には三二・三%に激増した。之に反し諸外國殊に通貨下落國に對する佛國よりの輸出額は甚しく減少した。即ち佛國の英國に對する輸出は大正二年に於て總額中二一・一%の多きを示したるものが、昭和四年には一五・一%に減じたが、更に昭和八年には僅に九・一%に激減した。同様米國に對する輸

出は大正二年に於て六・一%、昭和四年に於て六・七%のものが、昭和八年には四・七%に減少した。尤も日本、獨逸、白耳義等に對しては佛國に於て輸出額維持の爲め締結した諸般の通商協定の效果として輸出減少額は比較的僅少であつた。佛國への輸入貿易も亦佛國植民地に對しては餘り減少せざりしも、諸外國中殊に英國よりの輸入減少率は甚しきものがあつた。即ち佛國植民地の本國輸入總貿易の上に於て占むる比率は大正二年に八・四%のものが、昭和四年には一二・〇%に増加し、更に昭和八年には二三・七%に激増した。之に反し英國よりの輸入額は大正二年に於て五・四%のものが、昭和四年には一旦一〇・〇%に増加したが、昭和八年には六・七%に激減した。蓋し右英國より佛國への輸入が激減せる理由は英國に於て昭和六年九月金本位を離脱せるのみならず、同十一月には過剰品輸入税法制定せられ、更に翌七年三月の輸入税法により全然互惠協定方針により國產保護主義に轉換し、殊に佛國より輸入する絹織物に對し高關稅を賦課し、之に對抗して佛國に於ても英國產品に對し甚しく關稅を引上げた等の關係がある爲めである。

第七十三表 佛國貿易先別累年比較表

備考 本表は米國商務省統計、國際聯盟統計及統制經濟と中小工業第三卷中抽論文所載統計より作成す。

單位は米舊金百萬弗とし、括弧内は總額に對する%とす。

第一輸 入	第一輸 入			
	一九二三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年
英國	八八 (五・四%)	一二八 (一〇・〇%)	七四 (六・七%)	八〇 (八・〇%)
米國	一六二 (一〇・六%)	二八一 (二・三%)	一五 (一〇・三%)	九五 (九・五%)

第二輸 出	第二輸 出			
	一九二三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年
獨逸	一三九 (二・七%)	二五九 (二・一%)	一四 (一〇・三%)	七七 (七・七%)
白耳義	一〇七 (六・六%)	一五四 (六・七%)	七一 (六・三%)	七二 (七・二%)
日本	二四 (一・五%)	五一 (〇・五%)	五 (〇・六%)	八 (〇・八%)
佛國植民地	一三七 (八・四%)	二七五 (二・〇%)	二六四 (三・三%)	二四八 (二・四%)
合計	一六二五 (一〇〇・〇%)	二八二 (一〇〇・〇%)	一一四 (一〇〇・〇%)	一〇〇四 (一〇〇・〇%)

第二輸 出	第二輸 出			
	一九二三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年
英國	二八〇 (二・一%)	二九七 (二・五%)	六六 (九・一%)	六四 (一一・四%)
米國	八一 (六・一%)	一三一 (六・七%)	三四 (四・七%)	三六 (六・四%)
獨逸	一六七 (二・六%)	一八五 (九・五%)	六七 (九・三%)	三四 (五・九%)
白耳義	二二三 (二・六%)	一八三 (一四・四%)	八四 (一一・六%)	七五 (一三・二%)
日本	三 (〇・二%)	九 (〇・五%)	四 (〇・六%)	四 (〇・七%)
佛國植民地	一七七 (一四・五%)	三七〇 (二八・八%)	一三四 (三三・三%)	一六二 (二八・三%)
合計	一三三八 (一〇〇・〇%)	一九六五 (一〇〇・〇%)	七二四 (一〇〇・〇%)	五六五 (一〇〇・〇%)

第二款 日佛貿易情勢及日佛通商交渉

佛國は由來本邦産生絲、屑絲、羽二重、帽子用眞田類、薄荷腦等の重要輸出先國であり、又第一次世界大戰後に於ては上記原料的性質を有する貨物の輸出は減少せるも、之に代へ蟹、鮭等の罐詰類の輸出額が増加した。之に對し佛國よりの輸入は大戦後は毛織絲、モスリン等は本邦毛織物の發達により減少せるも、之に代へ從來に於ける葡萄酒、薰香類等の特産的奢侈品の外「アルサス・ローレン」の鐵鋼業地を護得し得たる等の事情により鐵鋼、化學製品等の輸入額は増加した。之が爲め昭和四年に於ける佛國への本邦輸出額は大正二年の六十萬圓（本邦總輸出額の九五・三％）より四千五百萬圓（同上比率二・〇七％）に減少したるも、佛國よりの輸入額は大正二年の六百萬圓（本邦總輸入額の〇・八％）に比し、昭和四年は二千六百萬圓（同上比率一・一八％）に増加した。此の如く大戰後に於ては佛國よりの輸入額は大に増加せるも、本邦は佛本國に對し依然相當大なる輸出超過國の地位にあつた。然るに昭和六年英國の金本位離脱以後に於ては前記金法維持政策の爲め佛國生産品は本邦に於て英米獨等の通貨下落國、又は外國向輸出品に對し「ダンピング」政策を採用する諸國生産品の競争に打勝つを得ず、而も昭和六年八月以來佛國に於て本邦産品に對しても嚴重なる輸入割當制を採用せるに付同年に於ける佛國より本邦への輸入額は千二百萬圓（同上比率一・〇〇％）に半減し、本邦より佛國への輸出額は千六百萬圓（同上比率一・四〇％）に激減した、昭和七年以後は本邦に於ける圓貨の崩壊により漸次輸出額を回復するに至りしも、昭和八年九月以來佛國に於て新たに採用するに至りたる佛國の互惠的割當政策の適用に對し充分佛國の満足すべき對價を與ふるを得ざりしに付佛國に對しては他の方面に對するが如き輸出の進展を見るを得なかつた。即ち其の詳細を示せば次表の通りである。

第七十四表 日佛累年貿易比較表

備考

一 本表は本邦大藏省貿易統計より作成す。
 二 一圓に對する大戰前に於ける平價は二、五八四法とし、昭和三年六月二十五日の佛國法律を以て法は其の五分の一に切下げたる爲め一二、七二三法となつた。昭和十一年九月二十五日の法律を以て更に之を三割方切下げ、次いで昭和十二年七月一日金本位を停止す。本邦に於ては大正十二年關東震災後下落せる邦貨は一旦昭和五年一月十一日金本位に回復し得たるも、昭和六年十二月十三日再び金本位を抛棄し、次いで昭和十二年八月二十五日金一圓の純金量を〇・七五「グラム」より〇・二九「グラム」に引下ぐ、即ち舊金一圓は舊米金弗四九・八五なりしものが、一九・二九（現米弗三一・六〇弗）に引下げられたる勘定であるが、更に昭和十四年六月十日之を對米弗二十三弗十六分の七に裁定す。（即ち舊米金弗四九弗八五より、一三弗八七に引下げたる勘定とす）

年次	輸 出	輸 入	輸出入差額	爲替相場 (一圓に付)
大正二年	六〇・二 (九・五三％)	五・八 (〇・八％)	(+) 五五・四	一一・五七〇
大正三七年	七五・三 (六・三〇％)	四・二 (〇・四六％)	(+) 七〇・八	一一・八二四
大正八一年	五五・六 (三・三四％)	一五・一 (〇・七二％)	(+) 四〇・五	五・九七八
大正一三〇昭和三年	六〇・九 (三・〇一％)	二八・四 (一・二一％)	(+) 三二・五	一〇・九〇〇
昭和四年	四四・五 (二・〇七％)	二六・二 (一・二八％)	(+) 一八・三	一一・六二一
〃 五年	二六・三	一六・六	(+) 九・七	一一・五〇八
〃 六年	一六・一 (一・四〇％)	一二・四 (一・〇〇％)	(+) 三・七	一一・四六〇

鐵鋼類	七、三七一	三、四四〇	鑛及金屬	三、五三七
アルミニウム(塊錠)	一、一九三	三六二		七八八七
銃砲及部分品	五〇九	三、七三九	不明	不明
紡績機械	二、五八五	二、四三〇		二五八
機械類	五七六	三四九		六七八
合計(外國産)	二六、一六七	二一、七三二		二七、八八五
				一四、一八四

上記昭和六年八月佛國に於て廣汎なる輸入割當制を採用せる結果、右割當制の下に置かれた品目数は實に千數百種の多數に上り、其の中本邦關係品としては玩具、紙類、瑠璃鐵器、電球、沃度類、銅及アルミ製品、釣具、自轉車類、護謨引布、フェルト類、綿又は麻靴下、絹又は人絹靴下、綿及人絹製又は其の他の衣類、樞東産絹及人絹、漆器、食卓及臺所用磁器、食卓及臺所用以外の磁器、鮭罐詰、蟹罐詰等が數へられた。更に同年九月より佛國は輸出貨易獎勵の爲め同割當政策を運用し、之を翌年一月一日より實施するに至るや本邦政府は在佛本邦大使をして割當量の復活に付熱心に交渉せしむるの餘儀なきに至りたるも、本邦への佛國特産輸入品は葡萄酒、薰香類等本邦財政上之が税率軽減を至難とする種類に屬するが爲め佛國に對し満足すべき對價を附與するを得ず、從て全割當量の復活を求むるを得ず、隨時佛國當局との間に協定を結び食卓及臺所用磁器、鮭罐詰並に蟹罐詰の三品目に關し特別なる割當量を定め得たるに過ぎなかつた。右特別割當量の許與に對し本邦側は佛國特産品たる薰香類、葡萄酒及「シャンパン」に對し關稅引上を爲さざることとした。又佛國は昭和十一年九月法の再切下げに伴ひ十月三日以降化學製品を始めとして百數品目に對し輸入割當を停止したが、右により本邦品の受くる利益は甚だ僅少であつた。尤も佛國が圓崩落以來本邦産品に對し課した爲替補償税は最高從價二割五分に止り、又昭和十一年法貸再引下後は之を從價一割に引下げた。即ち右爲替附加税は加奈陀、濠洲等が本邦産品に對して行ひしものに比し甚だ寛大なるものであつた。蓋し佛國

に於ては本邦産品に對する態度比較的寛大なりし所以は大戦後本邦向新商品として鐵鋼及其の製品等を生じ、米獨英等産品との競争上本邦市場を重視せざるを得ざるに至つた爲めである。尙大正十四年以來英國に於て絹織物關稅を制定したる以後本邦産生絲及羽二重の佛國への輸出額は減少したが、之に代へ英國への生絲及羽二重の輸出額は増加するに至つた。

第三款 佛領印度支那に於ける一般經濟情勢及其の通商政策

佛領印度支那は佛本國と異り第一次歐洲大戰の戦渦を蒙ること比較的僅少なりしが爲め、其の世界貿易上に占むる地位は大正二年に於て〇・二七%なりしものが、大戦後の昭和元年には〇・三六%に増進した。殊に法下落の爲め其の輸出に付ては大正二年に於て〇・三〇%のものが、昭和元年には〇・四三%に増進した。其後佛國貨安定後に於ては漸次劣勢となり、昭和四年に於て〇・三〇%、又昭和七年には〇・二九%に下降した。輸出に付ても昭和四年及昭和七年に於て〇・三一%に下降した。輸入に付ては一時昭和八年に於て〇・二九%に回復したが、昭和十二年以後は再び〇・二三%に止り、大戦前に比し何等進勢を示さざることとなつた。(附屬第七十表及第七十六表参照) 斯く佛領印度支那に於て他の亞細亞諸國と異り大戦後に於ける貿易進勢の見べきものなき所以は印度支那に於ける佛蘭西政府の統治が甚だ保守的にして單に佛領印度支那をして本國生産品の「マーケット」たらしめんとするに在り、殊に佛領印度支那一般國民の生活程度甚だ低きに拘らず外國輸入品に對し本國と全然同一なる高率なる複關稅制を適用するのみならず、本邦及支那の如き接壤又は近接の諸國よりの産品に對し原則として殆ど禁止稅に等しき最高稅率を課すが爲めである。元來一八九三年(明治二十六年)一月三日佛本國關稅法を印度支那に實施したる以後、印度支那特別の事情殊に支那との歴史的密接なる經濟關係に基き特別稅率設定の特例を認め、右特例により支那産物八十品目餘

に對し最低稅率より更に低き特別稅率を設け、又大戦後の大正十年三月十八日佛本國に於て大統領令により一般的稅率の引上げを行ひたる際には大正十一年七月七日の總督令を以て野菜、麥酒、セメント、綿絲、硝子器等約七十項目に付之が適用を免除し、舊稅率によらしむることとした。右主義は昭和三年四月十三日制定、同七月十四日印度支那に實施せられた改正關稅制度に於ても認められたるも、右改正關稅制度の下に昭和四年七月十日より實施を見るに至つた印度支那に於ける特別關稅に於ては却て印度支那產業保護の爲め本國より高率なる關稅を設くるものあるに至つた。之と同時に本國と佛領印度支那との間の一切の關稅障壁を撤廢せるを以て爾來佛領印度支那に於ては日本、支那、香港、比律賓、蘭印、印度等附近の東亞諸國方面よりの產物は本國よりも高率なる最高稅率を適用し、距離遠隔なる佛本國及歐洲諸國產物に對し無稅若くは最低稅率を適用し、又米國產品に對しては中間稅率として新一般稅率より低き舊一般稅率を適用することとした。之が爲め佛本國より印度支那への輸入は大正二年に於て印度支那總輸入額の四三・三％を、昭和四年には四七・一％を示したものが、前記佛國の植民地貿易獨占政策の結果昭和七年には五五・九％、昭和十二年には五三・六％、又昭和十四年には五六・〇％の多きに及んだ。尤も佛印より輸出に付て佛本國の占むる比率は大正二年に於て二六・三％、又昭和四年に於て二二・一％なりしものが、昭和七年に於ては三五・八％、昭和十二年には四六・一％、昭和十四年に於て三二・四％に上高したるに過ぎない。之れ印度支那生產物が原料品又は穀物なるが爲め其の性質上本國に於て特惠を受くる餘地が僅少なるが爲めである。之に反し上記近隣亞細亞諸國よりの輸入總額は大正二年に於ては佛印總輸入額中の三八・〇％、又昭和四年に於て二六・六％なりしものが、昭和七年には一一・二％、昭和十二年には一七・五％に減じ、又佛領印度支那より如上四國への輸出は大正二年に於て五一・八％、昭和四年に於て五三・二％なりしものが、昭和七年には四八・三％、昭和十二年には一八・六％に減少した。

第七十六表 佛領印度支那累年貿易表

備考

一 米國商務省統計により單位は舊米金百萬弗とす。但し括弧内は單位百萬法とす。尙一九三八年以降は國際聯盟統計による。

二 「ピアストル」は十法とし、其の平價は一九一三年に於て一九二九弗、一九二八年に於て其の純分を五分の一切下げの爲め〇・三八六弗となり、一九三四年一月三十日舊米弗を百六十九分の百に切下げの爲め〇・六五二弗となる。尙一九三六年九月二十五日には法を約三割方切下げ〇・四六五に一時安定、其後一九三七年七月一日より再び金本位を停止す。一九三五年乃至一九三七年は巴厘宛相場を襲用し、一九三八年以降は聯盟統計により、一九三八年、一九三九年は十二月平均相場、一九四〇年は六月一―十五日平均相場とす。

年次	輸入	輸出	差額	對米爲替相場(ピアストルに付)
一九一三年	四五三	五五一	九八	一九一五年
一九一五年	三八三	四八二	九九	一九二九年
一九一六年	五一六	七〇六	一九〇	一九三〇年
一九二一年	七〇七	九三四	二二七	一九三一年
一九二二年	九一六	一三三四	四一八	一九三二年
一九二三年	一一五	一八〇〇	六八五	
一九二四年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九二五年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九二六年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九二七年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九二八年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九二九年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九三〇年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九三一年	一〇二〇	一四〇四	三八四	
一九三二年	一〇二〇	一四〇四	三八四	

一九三三年	三五・七	(一九〇・八)	三九・八	"	(二〇三・七)	〇・四八二四
一九三四年	三五・八	四一・六	四一・六	"	五・八	〇・六四三〇
一九三五年	三五・五	(二、二九八・三)	五〇・九	"	(二八六・九)	〇・六六〇〇
一九三六年	三四・八	六〇・〇	六〇・〇	"	(二五二)	〇・六一一〇
一九三七年	三七・八	(一、七〇八・二)	六〇・一	"	(七六〇・四)	〇・四〇五〇
一九三八年	三二・九	(二、五八九)	五八・九	"	(一〇一一)	〇・二六九〇
一九三九年	三五・七	(三、四八五)	五二・六	"	(九二八)	〇・二三三〇
一九四〇年	三八・二	(三、四九五)	四九・五	"	(一一五・九)	〇・一九七〇

第七十七表 佛印年別輸出入先比較表

備考 本統計は一九一三年及一九二九年に付ては三菱經濟研究所調書所載計數より採りたるも一九一三年一法は一九九二九、一九二九年は一法は三仙九二として金弗に換算す。一九三二年及一九三七年に付ては米國商務省統計により作成す。單位は米舊金百萬弗とす。括弧内は總額に對し占むる%とす。

第一輸出の部

佛國	一九一三年	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三九年
香港	一四・五	二二・六	一四・三	一五・六	二七・八
	(二六・三)	(三二・一)	(三五・八)	(三二・四)	(四六・一)
	一八・〇	三三・九	二二・二	四三	六一
	(三二・七)	(三三・〇)	(三〇・六)	(八・九)	(一一・三)

日支蘭米獨	佛	計	獨	米	蘭	支	日
本	國	計	逸	國	印	那	本
一九一三年	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三九年			
(六三・三)	(五・八)	(六・二)	(四・六)	(四・二)			
(三・三)	(五・八)	(八・三)	(二・四)	(五・三)			
(七・二)	(九・八)	(三・七)	〇・五	(〇・五)			
一〇・八	二二・七	〇・三	(二・四・二)	(七・〇)			
(一・五)	(二・六)	三九・九	四八・二	(二・四)			
五五・一	一〇二・四	三九・九	四八・二	六〇・一			

第二輸入の部

日支蘭米獨	佛	計	獨	米	蘭	支	日
本	國	計	逸	國	印	那	本
一九一三年	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三九年			
(四三・三)	(四七・一)	(五五・九)	(五三・六)	(五六・〇)			
(二七・六)	(一四・七)	(一四・二)	(八・八)	(二・三)			
(一・〇七)	(一・六)	(一・〇四)	(三・三)	(一・八)			
(八・四)	(三・〇)	〇・九	二・七	(一・〇六)			
〇・五	(七・三)	〇・九	二・七	(一・八)			
〇・七	(五・四)	(三・五)	(三・三)	一・四			
〇・六	(三・〇)	(一・〇四)	(〇・八)	一			

合 計 四五・三 一〇二・〇 三二・九 三七一・一 三二・九

上記の如く佛領印度支那に於ては其の植民地政策上本國の經濟利益の爲めに利用せんとする點に重點を置き而も大戦後に於ては本國の投資殆ど止みたるのみならず、蘭印等に於けるが如く第三國の事業及其の投資を歓迎せざる爲め佛印に於ける經濟の發達は甚だ遅々たるものであつた。其の産業の如きも終始米の耕作を以て満足し、製造工業と言へば僅に綿織物、セメント等の事業が高率なる關稅保護の下に存在するに至りたるに過ぎない。其の製産額たるや僅に佛領印度支那内の需要の幾分を充すに過ぎざりしに拘らず、其の存在は其の產品に對し本國よりも一層甚しき保護關稅及強力なる輸入割當制度を勵行せしむる所となつた。

斯かる閉鎖的經濟政策の下に佛領印度支那は七千四百萬平方杆の面積と二千三百萬の人口を擁し、面積に於ては朝鮮の約三倍、人口に於ては朝鮮と略々等しきに拘らず其の總輸出額は昭和十二年に於て朝鮮の一億四千七百萬弗に對し僅に六千萬弗に過ぎない。之を比律賓、臺灣と比較するに面積に於ては比律賓の三倍臺灣の二十倍に相當し、人口に於ては比律賓の約五割増、臺灣の四倍なるに拘らず其の總輸出額は比律賓又は臺灣と略々同額である。其の總輸入額に付ても朝鮮の一億一千七百萬弗に對し、佛領印度支那は三千七百萬弗に止り、又比律賓に比すれば其の約三分の一、臺灣の半分に過ぎない。從て輸出入總額に對する人口一人割は臺灣の二三・八七弗、朝鮮の一一・七弗、比律賓の九・八〇弗に對し僅に四・一七弗に過ぎない。以て如何に佛領印度支那の開發が佛蘭西統治の爲め他の一般植民地よりも遅れ居るかを知らるに足るのである。

第七十八表 印度支那、臺灣及比律賓貿易狀態比較表

備考

- 一 人口は國際聯盟統計より昭和十二年十二月三十一日に於ける豫想數とす。
- 二 輸出入總額及人口一人割は拙稿東亞經濟研究年報第一輯「東亞共榮圈諸國に於ける貿易及貿易制

輸出入總額	印度支那		比律賓		朝鮮		臺灣	
	人口一人割	面積	人口一人割	面積	人口一人割	面積	人口一人割	面積
大正二年	四・五	一〇五	四・五	一〇五	三・五	三五	三・〇	三五
昭和四年	四・〇	四〇	四・〇	四〇	三・九	九三	四・七	四七
昭和七年	六・〇	六〇	六・〇	六〇	四・七	一四七	五・五	五五
大正二年	五・五	五五	四・八	四八	一・五	一五	二・六	二六
昭和四年	一〇・六	一〇六	一・五	一五	一・五	一五	一・五	一五
昭和七年	四・二	四二	九・五	九五	八・七	八七	六・六	六六
輸出總額	三・七	三七	九・〇	九〇	一・七	一七	七・五	七五
輸入總額	四・一	四一	九・八	九八	一・一	一一	二・三	二三

度」中より採録し、單位は米舊金百萬弗又は同弗とす。

佛領印度支那に於ける産業の發達は未だ不充分にして其の輸出入貿易品は米を主とし、之に次ぐものは石炭、玉蜀黍、魚類、護謨、胡椒、錫又は鉛鑛、漆、チーク材等の原産品である。之に對し其の主要輸入品は綿織物、石油、機械油、金屬製品、絹織物、鐵鋼類、自動車部分品、紙、煙草、化學製品等である。是等輸入品の中石油、煙草、小麦粉等が米國より輸入せられ、又絹織物等が日本、支那より輸入せらるゝ外、殆ど全部高率なる關稅保護の下に佛本國より供給を仰ぎつゝある状態である。輸出品中の大宗たる米の印度支那に於ける生産額は明治四十二年乃至大正二年平均に於て三百八十八萬石、昭和四年に於て三百五十三萬石、昭和七年に於ては三百五十九萬石、又昭和十二年に於

では三百八十六萬瓩に及び、其の輸出額は第一次歐洲大戰前に於て百三十一萬瓩(約八百二十七萬石)なりしものが、昭和四年には百四十六萬瓩(約千二十二萬石)、又昭和十一年には百六十八萬瓩(約千七百七十六萬石)の多きに及び、世界米輸出國として泰國、緬甸と鼎立の勢ひを爲して居る。是等米輸出先としては大戰前に於ては日本、支那、印度を主としたが、本邦に於て朝鮮、臺灣及内地に於ける米増産の結果、其の輸出先は漸次歐洲方面に轉換するに至つた。尤も第二次歐洲大戰後に於ては歐洲への航海の危険と本邦に於ける米の需要増加の爲め本邦に於て印度支那産米の殆ど全部を購入することゝなつた。

次に参考として世界主要國に於ける米の産出及輸出入額年別比較表及佛印米輸出先年別比較表を示さん。

第七十九表 世界主要國米産出及輸出入額年別比較表

備考

- 一 本表は米國商務省統計及本邦貿易統計より作成す。
- 二 單位は白米に換算(粃一六二封度は白米一〇〇封度とす)百萬封度とす。百萬封度は四五・六瓩、又は七、五〇〇擔とす。
- 三 一九〇九—一三年印度中には緬甸を包含す。
- 四 朝鮮及臺灣に付ては本邦統計による移輸出合計額を一瓩七石、百萬封度は三石一七五の割合にて輸出額を算出す。

國 別	一九〇九—一三年		一九二九年		一九三二年		一九三七年	
	産出	差輸出額	産出	差輸出額	産出	差輸出額	産出	差輸出額
米 國	六,五〇〇	(入超)	六,三〇〇	(出超)	六,六〇〇	(出超)	六,五〇〇	(出超)
緬 甸	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本 (内地)	一五,九〇〇	(入超)	一七,〇〇〇	(入超)	一八,〇〇〇	(入超)	一八,〇〇〇	(入超)
朝 鮮	三,五〇〇	(出超)	四,〇〇〇	(出超)	五,〇〇〇	(出超)	六,〇〇〇	(出超)
臺 灣	一四,〇〇〇	(入超)	一五,〇〇〇	(入超)	一六,〇〇〇	(入超)	一七,〇〇〇	(入超)
印 度 支 那	八,五〇〇	(入超)	九,〇〇〇	(入超)	九,〇〇〇	(入超)	九,〇〇〇	(入超)
泰 國	四,〇〇〇	(入超)	四,〇〇〇	(入超)	四,〇〇〇	(入超)	四,〇〇〇	(入超)
比 律 賓	二,〇〇〇	(入超)	二,〇〇〇	(入超)	二,〇〇〇	(入超)	二,〇〇〇	(入超)
ブ ラ ジ ル	—	—	—	—	—	—	—	—
マダカスカル	—	—	—	—	—	—	—	—
瓜 哇	六,〇〇〇	(入超)	六,〇〇〇	(入超)	六,〇〇〇	(入超)	六,〇〇〇	(入超)
世界總産額	一〇,〇〇〇	(輸出額)	一〇,〇〇〇	(輸出額)	一〇,〇〇〇	(輸出額)	一〇,〇〇〇	(輸出額)

第八十表 佛印米輸出先年別比較表

國 別	一九二九年		一九三二年		一九三七年	
	産出	差輸出額	産出	差輸出額	産出	差輸出額
米 國	六,五〇〇	(入超)	六,三〇〇	(出超)	六,六〇〇	(出超)
緬 甸	—	—	—	—	—	—
日 本 (内地)	一五,九〇〇	(入超)	一七,〇〇〇	(入超)	一八,〇〇〇	(入超)
朝 鮮	三,五〇〇	(出超)	四,〇〇〇	(出超)	五,〇〇〇	(出超)
臺 灣	一四,〇〇〇	(入超)	一五,〇〇〇	(入超)	一六,〇〇〇	(入超)
印 度 支 那	八,五〇〇	(入超)	九,〇〇〇	(入超)	九,〇〇〇	(入超)
泰 國	四,〇〇〇	(入超)	四,〇〇〇	(入超)	四,〇〇〇	(入超)
比 律 賓	二,〇〇〇	(入超)	二,〇〇〇	(入超)	二,〇〇〇	(入超)
ブ ラ ジ ル	—	—	—	—	—	—
マダカスカル	—	—	—	—	—	—
瓜 哇	六,〇〇〇	(入超)	六,〇〇〇	(入超)	六,〇〇〇	(入超)
世界總産額	一〇,〇〇〇	(輸出額)	一〇,〇〇〇	(輸出額)	一〇,〇〇〇	(輸出額)

備考 本表は三菱經濟研究所調査、國際聯盟統計、佛國政府統計及本邦貿易統計より作成す。單位は千瓩(約七千石)とす。括弧内は價額とし其の右側は法(單位百萬法)、左側は舊米金弗(單位百萬弗)とす。尙舊米金弗の換算比率は國際聯盟統計所定の通り即ち一法に付一九一三年は一九仙二九、一九二七年及一九二九年は三仙九二、一九三二年は三仙九三〇、一九三七年は二仙三九一、一九三九年

	一仙三八一とす。	一九一三年	一九二七年	一九二九年	一九三二年	一九三七年
香港				五八九・八	四八三・一	三一九・一
佛國				二〇〇・〇	四〇五・〇	一五八・六
支那				七六・八	六五・八	一二五・五
蘭印				二〇一・〇	六五・七	八・六
日本	(三三・六%)	(一八四・一%)	(四・三%)	四八・二	六〇・八	(〇・二%)
馬來				一〇〇・一	一一・二	五五・六
印度				一一・五	一〇・九	二二・六
合計	(一一八六・八%)	(一六六五・四%)	(一一二一・六%)	(一一三三・九%)	(六六九・〇%)	(四六五・〇%)
	(二七六・四)	(九〇〇・八)	(一九八・七)	(五三・〇)	(三三・九)	(九・七)
	(三四・〇)	(七四・五)	(五三・〇)			

第四款 日佛印間の貿易及其の通商條約交渉

第一 日佛印間の貿易

佛領印度支那に於ては二千三百萬に上る人口と、米、護謨、石炭、漆、玉蜀黍、亞鉛鑛等本邦に於て絶對的に必要とする原料品を産するに付佛印政府に於て日佛印間の通商を自然の狀態に置く場合に於ては其の貿易額は少くも蘭印本邦間に於ける程度即ち數億圓に上るべきことは易々たるべきである。然るに佛國に於ては佛領印度支那に對し本國と等しき又は之よりも高き複關稅制度を適用し、而も佛印に對しては日佛通商條約の適用を許さず、本邦よりの輸入品に對し常に高率なる最高稅率を適用し、又本邦國民、船舶の入國、往來に對し種々の制限を加ふるに付彼我貿易額は殆ど見るに足るものなく、又其の發展振は甚だ微々たるものである。即ち佛領印度支那條約適用問題は明治四十四

年小村條約改正以來の懸案なりしも、本邦產品の流入を以て不利とする佛本國及佛印側の經濟團體の反對と佛國政府の本邦の政治的進出を恐るゝ危惧との爲め其の解決容易ならず、漸くにして昭和七年五月十三日巴里に於て佛國政府と長岡大使との間に日佛印通商に關し暫定的協定締結せられ、本邦產品に對する苛酷なる待遇は幾分緩和せられたるも、右暫定協定の下に最低稅率の利益を受ける本邦產貨物の數は甚だ少く多數の本邦產貨物は最高稅率の適用を免るゝ場合にも最高稅率より何割かを割引せらるゝ中間稅率の適用を受けるに過ぎなかつた。而も同協定實施後佛國政府は無斷に其の基礎となるべき最高稅率を甚しく引上げたるを以て右本邦產品の受くべき中間稅率は從前の最高稅率よりも高しと云ふが如きものとなつた。是等の事情により第一次歐洲大戰後に於ける最盛期に於ても本邦より佛印への輸出は四百五十萬圓となりたるに過ぎざりしものが、昭和六年には僅に百七十萬圓に減少し、前記昭和七年の協定後昭和八年に於ても三百七十萬圓に回復したるに止り、而も翌昭和九年には再び二百七十萬圓に減少した。昭和十年以後は本邦通貨下落の爲め幾分立戻りしも、尙四百萬圓臺に過ぎなかつた。之と同様佛領印度支那よりの本邦への輸入も亦漸次振はざるに至つた。即ち第一次世界大戰前に於ては本邦に於て多額の米を佛印より購入し、右輸入額は大正二年に於て二千二百萬圓、大正八年乃至十二年平均に於て三千二百萬圓、又大正十三年乃至昭和三年平均に於て二千三百萬圓の多きに上つた。然るに上記の通り佛印に於て本國との日佛條約に斷乎として加入せず、本邦產品に對し常に最高稅率を課するの態度を改めざるに付昭和三年三月本邦に於て米穀管理令を強化したる際暹羅及カリフォルニア等の産米に對しては條約規定を嚴守し、右米穀管理令による輸入制限禁止規定を適用せざりしも佛印より輸入の西貢米及緬甸より輸入の蘭貢米に對しては之が輸入禁止を適用することゝした。併し爾後に於ても佛領印度支那よりは石炭(鴻基產無煙炭)、亞鉛鑛、護謨、漆等の輸入僅少ならざりしに付其の輸入總額は昭和四年に於て一千萬圓の多きに及び、日佛印暫定通商協定締結前の昭和六年に於ても六百萬圓に至つた。右昭和七年五月の日佛印暫定成立後に

於ては本邦に於て上記石炭、護謨、亜鉛鑛等の輸入に努めたるが爲め再び佛印よりの輸入は増加し、昭和八年以後には再び一千万圓を超過するに至つた。即ち佛印と本邦との貿易關係は本國の夫れと異り、常に本邦側に於て多額の輸入超過となつたのである。然るに昭和十四年第二次歐洲大戰の勃發と同時に日、佛印貿易關係は茲に革命的變動を見た。即ち第二次歐洲大戰の結果佛印に於ては其の生産品を佛本國方面へ輸送するを得ざるに至り、専ら之を本邦其の他東亞諸國に輸出せざるべからざることとなりたると共に、從來専ら佛本國より供給を仰ぎたる綿織物其の他の必要品を本邦より購入せざるを得ざるに至つたのである。加之、其後、昭和十六年七月二十九日には佛印の共同防衛に關する日佛議定書成立し、之と前後して、同年五月六日日佛印間に其の範圍極めて廣汎なる日佛印通商協定が調印せられ、彼我の通商貿易は茲に面目を改むるに至つたのである。

第八十一表 日本佛印累年貿易額表

年次	輸出入		輸出入差額	米及穀輸入額
	輸出	輸入		
大正二年	一一・一	二四・七	入超 一三・六	一一・三
大正三―七年	三・四	一七・五	〃 一四・一	一三・四
大正八―一二年	一・七	三八・四	〃 三六・七	三二・五
大正三―昭和三年	四・五	二八・九	〃 二三・四	一一・七
昭和四年	二・七	九・六	〃 六・九	〇・〇二
〃 五年	二・四	七・九	〃 五・五	〃
〃 六年	一・七	六・四	〃 四・九	〃
〃 七年	二・三	五・六	〃 三・三	〃

備考 本表は本貿易年表より作成す。單位は百萬圓とす。

〃 八年	三・七	九・九	〃 六・二	〇・〇二
〃 九年	二・七	一〇・六	〃 七・九	〇・〇六
〃 一〇年	四・〇	一五・〇	〃 一一・〇	〇・一六
〃 一一年	四・七	二〇・二	〃 一五・五	〇・二二
〃 一二年	四・六	二七・〇	〃 二二・四	〇・二一
〃 一三年	三・二	二〇・三	〃 一七・一	〃
〃 一四年	二・〇	二六・七	〃 二四・七	〃

第八十二表 日佛印間重要品輸出入額年別比較表

備考 本表は本邦貿易年表より作成す。單位は千圓とし、十萬圓以上のものを掲す。

第一 重要輸出品

品目	大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和十二年	昭和十四年
馬鈴薯	八	三四	三四	一六三	一七九
生絲	一	二四	二四	一四九	一八一
コイルター及ピッチ	二二	二二	二二	二七四	一三七
絹織物及人絹織物	八三	八二	八二	七二八	二四
石炭	三五	一五	一五	八〇	二八
セメント	一三	九	九	一	一
陶磁器	二	三	三	一	一
木材	一	九	一	七	二
合計	一〇五	二六六	二三三	四、六二	一、九八一
		(内地産)	(同上)		(内地産)

第二 重要輸入品

品目	大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和十二年	昭和十四年
米	二二、二六八	一九	一九	二〇七	一
及					
玉蜀黍	一	二二七	二		七、九三八
護謨及樹脂	一	一一三	二九七	一	五二一
鹽	一	一	一	一	一、四九〇
漆	一	二五五	一	一	九八〇
棉花	一、九〇四	九二	二七	一五三	一〇
石炭	一五五	七、二八五	四、二九五	一一、八三二	一三、四〇〇
亞鉛	一	四五〇	八〇	一、一〇二	同上
亞鉛(塊及粒)	一	六八七	一	一、一〇二	一、六八四
計	二四、七〇〇	九、五八〇 (外國産)	五、六九一 (同上)	二七、〇一一	二六、八〇三 (外國産)

第二 昭和四年以後に於ける日佛印通商交渉

前章に於て詳説せるが如く明治四十四年小村條約改正の際本邦に於て米の關稅協定に同意せざりしが故に、佛領印度支那は終に日佛通商航海條約に加入するに至らなかつた。依て小村條約改正の際佛印に關しては單に明治四十年調印せられた印度支那に關する宣言の效力を延長するに止つた。右印度支那に關する宣言は單に在佛領印度支那本邦人の身體、財産の保護を約したるに止まるに付甚だ不充分のものである。其後第一次歐洲大戰中及其後に於ても機會ある毎に本邦政府は在佛帝國大使及在本邦佛國大使を介して佛領印度支那が日佛通商條約に加入し、本邦産品に對し最低稅率の利益を與へんことを熱心に交渉したりしも容易に解決を見るに至らなかつた。其の主原因は佛印當局に於て條約關係の有無に拘らず本邦政府は本邦米作の豐凶如何により西貢米の買付けをなすべしとなし條約加入の必要を認

めざりしと其後西貢附近に於て設置を見るに至つた綿紡績會社と印度支那に於て佛國生産品の利益を擁護せんとする巴里に於ける印度支那協會が本邦産品に對し最低稅率の利益を享有せしむることに強硬なる反對をなしたるが爲めであつた。從て世界大戰後印度支那に對する本邦官民の感情は益々惡化したるに付在本邦佛國大使は大に斡旋に努め先ず其の第一着手として印度支那總督「メルラン」を本邦に招致し、本邦實情を視察せしめ印度支那に於て本邦生産品に對し最低稅率を許與するに至る場合には本邦は之が對價として從來よりも多額の佛領印度支那産品を購入するに至るべきが故に佛印の條約加入は却て其の利益なることを感得せしめんとした。又同總督一行は佛印實業家等をも加へ本邦産品が世上に喧傳せらるゝ如き特に低率なる勞銀を以て競争し居るに非ず、本邦に於ける工業狀態の改善せられたることが本邦産品の海外に於て外國品と競争し得ることとなりたる根本原因なることを了解せしめんとした。斯かる目的の下に大正十三年七月「メルラン」總督は本邦政府の招待に應じ「キルシエ」關稅局長、海防、河内、西貢等有力都市の商業會議所代表を帶同して來朝した。「メルラン」總督一行殊に「キルシエ」長官と本邦當局との間に日佛條約加入問題に付忌憚なき意見の交換が行はれたが、其の際本邦當局に於ては決して佛本國及印度支那産業を壓倒せんとするが如き協定の締結を希望するものに非ず、單に印度支那に於ける通商に關し米國、獨逸、支那等と同一の立場を要求するに過ぎざることを説明した。之に對し「キルシエ」關稅局長は印度支那に於て佛本國の關稅制度を其の儘實行し居る現在に於て若し最低稅率を本邦産貨物全部に許すこととならば土産の「セメント」、紡績業等は全く破壊に至るものと言はざるべからず。加之本邦と佛印との距離は佛本國又は他の歐米諸國と佛印との距離に比し甚だ近接せるに付運賃の點に於て佛本國産物等は到底本邦産貨物と競争し得ることとなるべし。依て本邦より佛印への輸入貨物中綿織物、「セメント」等の如き佛本國又は印度支那の産業に關係あるものに付ては最低稅率を附與することを得ざるも、其の他の物品に付ては原則として最低稅率を附與すべく、尤も上記の如く最低稅率を其の儘附與する場合

に於ては距離の關係上本邦は競争國たる米國等よりも利益なるを以て實質的最惠國待遇を附與することとしたし。即ち英米等に附與するところの最低税率よりも運賃の差額丈幾分高率なる中間税率を本邦産品に適用することとしたし。尤も支那より輸入せらるる貨物に對しては本邦産品に對しては支那産同様の特別税率を適用すべしとの建前を許容し差支なしと述べた。本邦當局に於ては差し當り右「キルシエ」長官より提議の右實質的最惠國待遇を獲得する程度にて満足することとし、右原則適用の下に佛本國及印度支那の産業に對し影響を及ぼさざる程度に本邦産品に對し適用すべき協定税率に關する細目は追て巴里に於て協定すべしとの内協定成立し、「メルラン」總督一行は本邦官民より多大なる歓迎を受けたる後印度支那に歸り、「キルシエ」長官は本國の了解を受ける建前の下に直接本國へ米國經由歸還した。翌大正十四年二月五日答禮使として山縣（伊三郎）公は佐分利通商局長等を帶同して佛印を往訪し、「メルラン」總督以下の歓迎を受け、又同一行には本邦商業會議所、三井、三菱等重要商社の代表者が隨伴した。山縣答禮使節の佛印滞在中佐分利通商局長等は専門委員として印度支那關稅局長代理「ポール」等との間に前記本邦に於て纏りたる骨子に従ひ細目を協定せんことに努め、彼我専門家の非公式會議は大正十四年二月五日より二十七日迄の間に於て河内で三回、西貢で五回、都合八回開催、日本側の提案を骨子として審議せられた。右日本の提案の要旨は、綿織物は最低税率の二割増以下、綿絲は一般税率の一割五分以上割引、絹織物は支那産同様の特別税率、石炭及木材は特別税率、電氣機器、金屬類、家具類、藥品類、毛織物、紙類は合衆國産品と同率、即ち大正十年以前の一般税率の適用を受けんと云ふにあつた。

斯くて山縣使節一行は彼我の間に於ける非公式會議に於て大體纏りたる具體案を携行して、歸朝し佛領印度支那總督は之を佛本國當局に移し篤と検討を加へしめたる上其の結果を在佛本邦大使に提出し、遠からざる内に兩國政府間に正式交渉を始むべしとのことであつた。印度支那に於て英本國、白耳義、伊太利、獨逸（獨逸は昭和三年八月の獨逸佛通商條約の規定により佛國及其の植民地に於て最惠國待遇を獲得するに至つた）等の諸國は最惠國待遇の適用を受け居るも、米國は大正十年米佛協定當時の一般税率の適用を受けるも、其の他の諸國即ち濠洲、印度、香港、支那、蘭印等一般亞細亞諸國は日本同様一般税率の適用を受け居ることを明かにした。

然るに前記佛本國へ直接歸國した「キルシエ」印度支那關稅局長は本國當局に對し日佛印協定問題よりも先づ原則問題たる佛印關稅制度の改變に付協議するところがあつた。即ち「キルシエ」局長は從來に於ける如く印度支那に於て本國同様の最低、最高税率を實施することは印度支那の産業保護上甚だ其の當を得ざるのみならず、本邦との交渉上にも不便である。依て印度支那に於ては佛本國關稅とは全く別個に印度支那の利益を基礎とする最高、最低税率を制定することに變更したし、又從來印度支那に於て佛本國品は全然無稅の待遇を受けるに拘らず、佛本國は特定の印度支那産品に對し外國産品同様最低税率を適用し居るは不都合なるに付印度支那生産品は全部佛本國に於て無稅待遇を受けることに改めたしと提議した。蓋し「キルシエ」案によれば佛領印度支那に於ては其の最低税率を佛本國に於けるよりも特に高率に定め以て日本に對し最低税率を附與するも之が爲め佛印及本國生産品が日本との競争により不利を受けることなき様編成すべしとなし、右佛印關稅制度改變が本國産品に齎す利益を對償として佛本國は佛印産物を一切無稅とすべしと要求したものである。從て同局長が東京滞在中本邦當局との間に内協定に達したる了解とは反するものである。然るに右「キルシエ」の提案は大體に於て承認せられ、右主義の下に昭和三年四月十三日佛國植民地新關稅法公布せられ、佛領印度支那には同年七月三日より實施された。

昭和三年佛國植民地新關稅法に於ては佛領印度支那に對し佛國關稅法適用を以て原則とするも、其の第五條第一項に「植民地ノ財政委員會、總督府會議、行政會議ハ何レモ一定ノ輸入品ニ對シ佛本國ノ關稅率ノ例外タルベキ特別稅率ノ賦課ニ關スル意見ヲ決議シタルトキハ佛領印度支那總督ヨリ之ヲ本國政府ニ要求スルコトヲ得」と規定し、更に

第二項に於て「佛國政府ハ右要求ヲ受理シタル時ヨリ三ヶ月以内ニ商務大臣及大蔵大臣ノ同意ヲ得テ植民大臣ノ爲シタル申請ニ從ヒ大統領令ヲ以テ其ノ採否ヲ裁決スベシ」とし、更に其の第三項に於て「若シ本國政府ガ右要求ニ對シ上記ノ期間内ニ裁決ヲ與ヘザルトキハ植民地側ノ意見ハ採用セラレタルモノト看做サルベシ」と規定した。即ち從來に於ても佛領印度支那に於ては特別稅率制定の權限を有したるも、之が制定の爲めには佛本國に於ける商務大臣及大蔵大臣の同意を得ることを要し、之が爲め多大の日月を要し、事實特別稅率制定の利益に浴すること困難なりし事態が上記修正により大に改善せられたのである。而して其後同五條第三項に基き印度支那關稅局長「キルシエ」は印度支那實業團體と協議の上印度支那に最も適切と考へられた特別稅率案を作成し、之を本國政府に上申し、其の承認を得、昭和四年四月三日の大統領令を以て公布、同二十日より實施したのが所謂「キルシエ」關稅法なるものなるが、同關稅に於て本邦との交渉を豫定し本邦關係物品に對する一般稅率及最低稅率は佛本國稅率に比し甚だ引上げられて居た。

之より先在佛本邦大使に於ては佛國政府に對し「メルラン」總督と山縣使節の間に非公式に決定したる協定案に基き正式交渉を開始せんことを數次督促したるも、上記「キルシエ」關稅局長の腹案による本邦との協定稅率制定の基礎たるべき佛領印度支那特別關稅案決定せざりしを以て荏苒回答を遷延した。漸く昭和四年四月に至り印度支那特別關稅率表の制定を見たる後交渉を開始するに至つた。然るに右佛印特別稅率なるものは上記の通り「キルシエ」局長の腹案を基礎とし、本邦產品に對して最低稅率を適用するも、一般稅率より一定の割引を爲したる中間稅率を採用するも差支なき程度に最高、最低兩稅率を引上げたものであつた。例へば羽二重に付ては本國一般稅率百疋に付七千五百法に對し、佛領印度支那特別稅率に於ては一萬千法とし、縮緬は本國一般稅率一萬二千法なるに對し、佛印特別稅率は一萬六千法と定め、玩具は本國一般稅率二十四法に對し、佛印特別稅率百三十法と定めた。即ち本邦產品に於

て一般稅率に對し多大の割引を受くるも其の結果は本國一般稅率の適用を受くる場合に比し、更に高率なる協定稅率を受くべき案であつた。斯くの如き非妥協的な佛國當局の態度に對し流石の本邦政府も反感を有するに至り、本邦官民の間に於ては佛印より輸入する石炭等に對し禁止的報復關稅を適用すべしとの硬論を生ずるに至つた。茲に於て佛國當局も上記兩使節の交換の結果に基き協定案の具體化を計る爲め正式交渉を開始することに同意し、終に昭和七年五月十三日巴里に於て在佛長岡大使と佛國外務大臣との間に「日本國印度支那間の貿易規程を暫定的に定むる爲めの日本國佛蘭西國間通商協定」なるものが調印せられた。實に大正十三年七月「メルラン」總督來朝以來八ヶ年の歲月を費したる後其の成果を見たのである。「メルラン」山縣兩使節の交換は本邦側に於て豫想したるが如く佛印との通商協定を促進せしむるよりは寧ろ之を遷延せしむる爲め佛印側が利用したものと云ふも過言でないものであつた。而も同協定の内容は本邦側に採り甚だ不満足のものであつた。即ち同協定第一條第一項に於ては「日本國原産に係り且つ日本國より輸入せらるゝ物品にして附屬甲號表に列記せらるゝものは印度支那へ輸入せらるゝに當り最低稅率又は一般稅率に對する輕減率を許與す」べきことを定め、右附屬甲號表中に於ては「ハム」、「コンデンスミルク」、「バター」乾鹽燻魚類、鹽漬鮭類、牡蠣、蝦其の他の乾魚、小麥粉、麵類、豆類、馬鈴薯、果實、砂糖、茶、煙草、石鹼用脂肪、揮發性油、樟腦、朝鮮人參、除蟲粉、木材、野菜、寒天、石炭、コークター、硫酸アンモニア、窒素肥料、インキ、香料、醬油、東洋型陶器、磁器、食卓用磁器、網、極東産絹織物、純絹織物、紡績絹織物、紙類、木細工品、花筵、籠類、自轉車用タイヤ、護膜底足袋、扇及扇子は最低稅率を受け、又マルガリン、麥酒、レモン、亜鉛板、硫酸、藥材、一般陶器、硝子、鏡、其の他硝子、掛時計、硝子製品、燻類、電球、電氣器具、綿縫絲、綿絲、純綿布、交織布、其の他紙、掛時計又は置時計、縫針、洋傘の骨組、鐵管、家具、銅製品、自轉車類、自轉車部分品、フェルト製帽子、刷子、鈕釦、セルロイド製品、運動用具等は一般稅率より一割乃至六割の輕減稅率を受くることを

定めた。次に第一條第二項に於ては第一項による一般税率より輕減の結果日本産品の受くべき割引税率が最低税率より低率となる場合に於ては最低税率を受くべきこと、並に一般税率引上げの結果日本産品の受くべき割引税率が甚しく引上げらるゝに至る場合に於ては右變更より生ずることあるべき困難を友好的に解決する目的を以て商議を開始すべきを約し、第二條に於ては香港又は上海に於て積換へられたる本邦産商品は適し船荷證券を有するものに限り佛領印度支那に於て最低又は割引税率の適用を受くべきこと（以上兩港とも無條約港なる爲め兩港積換貨物は佛國一般關稅法規によれば最高税率を適用せらるべきものなるに拘らず）を規定し、第三條に於ては印度支那の原産に係り且つ印度支那より日本に輸入せらるゝ物品にして附屬乙號表に掲ぐる貨物は本邦に於て最低税率の適用を受くべしと規定し、右乙號表中には玉蜀黍、生護謨、松脂、漆、棉花、石炭、亜鉛鑛、亜鉛塊錠、コプラ、葦、籐、木材の内「チーク」を掲げ、其の中特に石炭及亜鉛鑛の二品に於ては無稅に据置かるべきことを約した。尤も本協定中附屬甲號表に掲げざる本邦産品は佛領印度支那に於て一般税率の適用を受くべく、又乙號表に掲げざる印度支那産品は本邦に於て一般税率の適用を受くべき次第なるも、是等兩號所載以外の物品に付本邦は相當重要なものを包含するも、佛印側に於ては概ね原料品なるが爲め最惠國待遇を有せざるも差支なき性質のものに屬するのである。第四條に於ては「本協定税率ハ兩國政府ニ於テ税率分類ノ變更ヲ加ヘタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス」と規定し、第五條に於ては印度支那を経由し支那領土に輸入せらるゝ日本産貨物は他の列國の通過商品に對すると等しき最低の通過税率の適用を受くべきも、之を受くるが爲めには第二條所定の如く香港又は上海の港に於て積換へられたるものに於ては適し船荷證券の添附を必要とした。第六條に於ては本協定の規定は日本國の委任統治地域及關東州にも適用すべきことを定め、第七條に於て其の期限を一ケ年とし、右一ケ年の終りに於て效力を終了せんとするには六ヶ月の豫告を爲すを要すとなし、又一ケ年後は三ヶ月毎に暗黙に更新せらるゝものとなした。尙本協定に於ては署名議定書を附屬し、税率適用に關し誤解を防ぐこととし、又綿絲及絹織物に於ては甲號表により一般税率より四割の割引税率を受くべきことを規定するも、右は佛印に於て輸入割當制度が適用せらるゝ場合には一般税率より二割の輕減を許さるべきことを規定した。更に本協定は附屬宣言書なるものを有し、本邦爲替が甚しく下落する場合に於ては佛蘭西政府に於て其の法令に従ひ補償附加税を適用し得べき權限を留保し、相互的に若し「ピアストル」貨幣が下落する場合に於ては日本政府は佛領印度支那より本邦に輸入せらるゝ貨物に對し同様の權限を行使し得べきことを規定した。

上記昭和七年五月十三日佛印協定に於ては本邦産品に對し最低税率を與ふる範圍甚だ少なく、又一般税率に對する割引税率も佛印側に於て今後一般税率の引上げをなす場合には其の効果甚だ減少すべきものであつた。又協定の基礎たるべき一般税率は既に昭和四年の「キルシュ」關稅法により甚しく引上げられて居たから事實同協定の爲め利益を得た本邦産品は絹織物、陶磁器、木材等に過ぎなかつた。依て同協定成立後も本邦に於ては之に満足せず同協定が暫定的性質を有するものなるを幸ひ出來得る丈け早く本邦に有利なる協定に改正せざるべからずとの議論盛なりしも、他面本邦に於ては依然佛印よりの輸入米に對して差別的禁止制限を爲し居る次第であり、又昭和八年の日印會商を機會として斯かる差別的制限は存在せざることとなるも、當時本邦に於て内地、朝鮮、臺灣を併せ米に付略々自給自足を爲し得るに至り印度支那米の輸入を必要とせざる狀況の下に在りたるに付印度支那米に好遇を與へ協定を有利に導く餘地なく、又佛印より輸入せらるゝ石炭は本邦海軍及製鐵業用として必要とするところであり、其の他玉蜀黍、亜鉛鑛等も其の必需的性質に鑑み之に對して報復的關稅を課することを困難とした。依て其後不満足ながら昭和七年暫定協定を存続せしむるの止むを得ざるに至つた。

然るに昭和十四年九月歐洲第二次大戰の勃發と共に形勢は一變した。當初佛領印度支那に於ても軍需品として本國に依り總督令を以て鐵鑛及マンガン鑛の輸出を禁止し、又多數の産品に對して輸出禁止を爲したが、其後昭和十六年

六月佛蘭西軍の敗戦により歐洲大陸に於ける政治的情勢の大變化を生ずるに及び、我國は八月三十日の日佛協定により、佛印の領土保全につき保障を興えると共に、九月下旬我軍が北部佛印に平和進駐を行つた。次いで、同年十月松宮(順)大使を團長とする經濟使節團が佛印に派遣せられ、本邦、佛印間通商協定に付根本的改正を爲すべき内交渉が「ドクレー」總督との間に試みられたるが、右豫備的内交渉を経たる後東京に於て正式交渉開始せられ、昭和十六年五月六日東京に於て廣汎なる日佛印經濟提携に關する諸協定の調印を見、七月五日批准交換により發效することとなつた。右新經濟協定は、

一 佛領印度支那ニ關スル日佛居住航海條約

二 日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決濟ノ様式ニ關スル日佛協定

三 以上ノ條約協定以外ノ取極ニ關スル交換公文

の三個を包含しあるが、其の要領を示せば次の如くである。

日佛印居住航海條約

(一) 日佛印相互に入國、居住、各種課税の賦課に付ては内國民待遇を許與した。之は一九二七年の居住航海議定書が原則として最惠國待遇を許與することを約したに比し非常な進歩である。又之によつて日本人が佛印に於て佛本國人と同等の待遇を受けるやうになつたことは日本人にとつては非常な特權と言ひ得る。

(二) 動産、不動産の所有及使用、商工業の經營、日佛印雙方の會社の待遇等の謂はゆる經濟的活動に關して最惠國待遇を相互に許與することは前議定書と變りない。

(三) 船舶に付ては從來通り自國船待遇、即ち日本船が佛印にある際及佛印船籍あるものが日本に於ては夫々自國船待遇を受ける。

(四) 本條約は有効期間を五ヶ年とし、一ヶ年の豫告期間を以て一方的に廢棄出来るが、通告なきときは自然に繼續される。

(五) 本條約の發效を以て前條約は代替され、一九〇七年の佛印に關する宣言書竝に一九二七年の居住航海の制度を定むる議定書は廢棄された。

關稅、貿易及其の決濟の様式に關する協定

(一) 關稅

(イ) 相互に最惠國待遇を約し、原則として最低稅率を適用する。

(ロ) 佛は食糧其の他の必需品四十數品目に付ては免稅する。

(ハ) 佛は主要邦品たる綿布、雜貨類等百三十餘品目に付ては現行最低稅率より更に二割乃至五割方の輕減を認める。

(ニ) 佛は四百數十品目に最低稅率の据置を約した。

(ホ) 日本も又主要佛印産原料品十數品目に對し現行の無稅特權を据置く旨保障した。

(ヘ) 最低稅率の適用に付ては佛印總督の權限により批准を待たず調印即日から發效する。

(二) 貿易

(イ) 前述の如き共存共榮の原則に基き相互間の貿易進展を圖る趣旨の下に輸出輸入品目及數量は毎年次年度分に付合意を以て決定し、一ヶ年毎に協定決濟する。

(ロ) 佛印の對日輸出品目は米、玉蜀黍、石炭、鐵鑛、マンガン鑛、タンダステン鑛、錫鑛、亜鉛、アンチモン、珪砂、蓖麻子、生漆、胡椒、採油用種子、鹽、籐、チーク等で、是等の品目は對日輸出最低數量の確保を

規定し、又邦品に付ては綿布、人絹、其の他雜貨類、工業藥品の對佛印輸出最高數量の割當を規定してゐる。

(イ) 日本は別段全額の輸出義務はなく、佛印は又全額の輸入義務を負はない。

但し雙方とも輸出入許可の申請ある際は、其の範囲内で之を許可する義務を負ひ、且つ協定以外の相互の輸出入を好意的に考慮する。

(ロ) 前記我國の對佛印輸入品目中、米を除く輸入總額は七、八千萬圓に達するものと見られてゐる。(昭和十四年の輸入總額は二千六百餘萬圓)

(三) 決済

(イ) 原則として第三國通貨を使用せぬ建前で、圓と「ピアストル」による爲替清算制度を以てする。即ち横濱正金銀行、印度支那銀行内に夫々相手國の當座勘定(一般勘定及米に關する特別勘定)を設定し、雙方の帳尻決済による清算は三ヶ月毎に行ひ、決算尻超過分が五百萬圓に達する毎に、相手方の要求に基き金又は金に兌換し得る外貨、(主として米ドル)を以て決済する。

(ロ) 米の輸入代金支拂に付ては、佛印側は日本に一ヶ年の延拂ひを認めたので、我國は一應之を特別勘定中に記入し置き、次年の同月末日に一般勘定に振替へる。

(ハ) 此の清算制度は、日、蘭印の貿易決済が正金と「ジャバ」銀行同志の話し合によることと異り、日佛兩國政府の協定に基く點が特長である。

本協定の有効期間は昭和十八年末迄とし、六ヶ月間の豫告期間を以て廢棄し得るが、通告なき場合は暗黙の自動的更新により一年づつ繼續延長する。

尙貿易並に之に關聯する收支決済の技術的様式たる細目に關して、横濱正金銀行(代表は大久保頭取)、印度支那

銀行(代表は「ガネー」同行總支配人)間に決済協定が成立し、昭和十六年七月五日より效力を發生し、其の實施を見るに至つた。

日本、佛印銀行間協定要項

(一) 印度支那銀行は、横濱正金銀行に圓貨の一般勘定及米に關する特別勘定を、横濱正金銀行は印度支那銀行に「ピアストル」貨の一般勘定を夫々設定す。

(二) 印度支那銀行が圓貨資金を必要とする場合には横濱正金銀行は何時にても、對價として「ピアストル」貨を受け入れ之を供給し、又横濱正金銀行が「ピアストル」貨資金を必要とする場合には印度支那銀行は何時にても對價として圓貨を受け入れ之を供給す。

(三) 本協定成立當時、印度支那銀行又は横濱正金銀行が保有する圓貨資金又は「ピアストル」貨資金及協定成立以後兩國間の貿易及貿易に附帶して生ずる圓貨資金又は「ピアストル」貨資金は第一項の一般勘定に夫々繰入れらる。

(四) 兩銀行の一般勘定の殘高は毎月末相殺決算せられ、右相殺の結果生じたる殘高が一定金額を超過したる場合、殘高保有銀行より要求あるときは、其の超過金額は米弗により決済す。但し米弗による決済に支障ある場合は、金又は他の金に轉換し得る通貨による支拂に付協議す。

(五) 第一項の米に關する特別勘定は佛印の白米輸出の決済に關する勘定にして本勘定に拂込まれたる圓資金は、拂込後一ヶ年据置き印度支那銀行の一般勘定に振替をなす。

(六) 本協定の效力は政府間の經濟協定と同様三ヶ年にして、満期前六ヶ月前に終了通告なき場合には更に一ヶ年づつ延長せらる。

之に依て日佛印間貿易決済の圓滑なる運営が期待されることになつた。此の場合米弗が依然として介在することになつてゐたが、昭和十六年十二月八日太平洋戦争の勃發により、既に國際通貨としての價值を喪失しつゝあつた米弗を驅逐し、此の決済制度は圓系通貨の流通を根幹とする東亞の計畫的決済機構として發展せんとした。

第四 以上の條約協定以外の取極

(一) 日本商社の組合加入問題

從來實績あるもの敷社を除き佛印輸出組合への日本商社加入は不可能であつたが、今回原則的に新規加入及割當が承認されることとなつた。

但し輸出組合に付ては、佛印では米其の他許可制によるもの以外は輸出を統制して居らぬので輸出組合加入の問題は重要でない。

(二) 日本資本の参加問題

佛印に於ける農、鑛、水力利權に對する日本資本の参加は、從來極めて排他的な規定によつて阻止されてゐたが、今回は之を相當緩和し日佛資本合辦の形式によつて日本の企業参加を認めた。

(三) 佛印に於ける日本人學校の開設問題

日本人子弟の教育に國民學校の開設を認めた。將來の邦人進出、移民政策上に於ける之が意義は茲に多言を要しなす。

(四) 定期經濟會議の開催

將來の日佛印間一般經濟問題に關する諮問機關として、雙方の官民合同による委員會を設け、佛印の資源開發、鐵道敷設、企業新設、資本投下等に付て政府に參考意見を具申する。

第十節 米國との通商交渉

第一款 米國一般經濟情勢

米國は第一次歐洲大戰中其の豊富なる物資を高價を以て歐洲諸國に輸出するを得、又大戰中及其後に於て歐洲諸國の疲弊に乗じ中南米及亞細亞諸國方面に經濟力を發展するを得、大正四年乃至昭和三年(一九一五—二八)年に至る十四ヶ年間に於て二百六十五億六千九百萬舊米金弗、即ち年平均額十六億六千百萬弗の巨額に上る輸出超過を見、昭和六年以後は昭和十二年に至る七ヶ年の間の世界不況期に於ては英國等に於ける金本位崩壞等の影響を受け輸出超過年平均額は二億二百萬弗に減少せしも、昭和十三年より十五年に至る三ヶ年間は第二次歐洲大戰の勃發による歐洲諸國等への諸物資の輸出増加の爲め年平均輸出超過額は六億六千三百萬弗の多きに及んだ。斯く米國は歐洲大戰の結果として植民地時代より歐洲諸國に對して負ひ居たる巨額の對外債務を決済し、却て諸外國に對し債權者の地位に立つこととなつた。加之大戰中及昭和四年以後の世界不況期に於ては米國より歐洲諸國に對する遊覽客激減し、且つ大戰後諸外國よりの移民の入國を制限せし爲め米國より諸外國に對する移民送金額も亦激減せる爲め、大正七年より昭和八年に至る間に於ける差引正貨入超額は十一億八千三百萬弗に及び(大正十三年より昭和三年に至る期間は歐洲に於ける復興資金の爲め二億六千百萬弗の出超を示せしも、昭和四年乃至六年の三ヶ年間は歐洲經濟界不安の爲め再び入超に轉じ五億六千八百萬弗の入超を示したが、昭和七八兩年には弗貨切下げを氣構へ當時に於ける金本位維持國たる佛蘭西等へ金の流出を見たる爲め正貨の輸出超過額五億七千二百萬弗に及んだ)、更に昭和九年弗貨切下げ後に於て米國は世界に於ける金の保管所たるが如き現象を生じ、昭和十三年第二次歐洲大戰の勃發後は益々其の勢ひを増し、昭和九年より